

## 神戸市農業振興資金融資要綱

昭和62年4月1日

助 役 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、農業の経営の近代化及び農村地域の生活環境の整備の促進を図ろうとする農業者に対し必要な資金を融資することにより、農業の経営の近代化及び安定化並びに市域農業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第1項第1号及び第4号に掲げるもので市内に住所又は主たる事務所の所在地を有するものをいう。
- (2) 融資機関 兵庫六甲農業協同組合をいう。
- (3) 補助事業 経済観光局農政部所管補助金等の交付に関する要綱による補助金の交付が見込まれる事業をいう。

(資金の名称、用途等)

第3条 この要綱において融資する資金の名称、用途等は別表に掲げるほか次に定めるところによる。ただし、資金の用途、融資の最高限度額については、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 国又は県の資金融資の対象となっていないこと。
  - (2) 1件当たりの融資限度額は、補助金のつなぎ資金を除き、当該事業費の80パーセント以内の額とする。ただし、補助事業に係る融資限度額は、補助金と融資金の合計が当該事業費の90パーセント、又は補助残の80パーセント以内のいずれか低い額とする。
- 2 この要綱による融資は、次に掲げる場合を除き、その使途が市街化区域において実施される事業である場合には融資の対象とはならない。
- (1) 災害復旧対策及び水田農業確立対策の実施のために使用する場合
  - (2) 市街化区域内の農業の現状及び都市化の進行度を考慮して経営を改善する上において市長が特に必要と認める場合

(融資の資金)

第4条 市長は、別に定める契約に基づき、融資機関に予算の範囲内において資金を預託するものとする。

(融資の限度額)

第5条 融資の限度額は、年度毎に別に定めるものとする。

(融資の申込み)

第6条 農業者等は、農業近代化資金事務取扱要綱（昭和57年兵庫県農林水産部長通達 以下「県要綱」という。）様式第1号及び様式第2号に準じた借入申込書で融資機関が指定したものにより融資機関に融資を申し込まなければならない。

2 融資の申込みの際の添付書類は県要綱の融資の例による。

(担保及び保証人)

第6条の2 融資機関は、融資の申込みの際、担保もしくは保証人を徴さなければならない。

(償還方法)

第6条の3 資金の償還方法は、元金均等年賦償還とする。ただし、借入期間が1年未満の融資又は、補助事業を実施するための経費で補助金交付までの間のつなぎ資金についてはこの限りではない。

(融資の決定)

第7条 融資機関は、前条に規定する申込書を受理したときは、この要綱の目的に沿って融資の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(融資金の使途)

第8条 融資を受けた者は、当該融資金を別表に掲げる資金ごとの用途で金融機関から融資の承諾を受けた用途以外の用途のために使用してはならない。

(融資金の使途の確認)

第9条 融資機関は、融資した資金の使途の確認を県要綱の融資の例により行わなければならない。

(融資の取り消し)

第10条 融資機関は、融資の決定を受けた者又は融資を受けた者が次のいずれかに該当するときは、融資の決定を取り消し、又は融資金を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 虚偽の申込みにより融資を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 融資の対象となった事業を実施しないとき、又は実施できなくなったとき。

(報告)

第11条 融資機関は、別に定めるところにより、融資状況を神戸市農業振興資金融資状況報告書(様式第1号)により、市長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長はこの要綱による融資に関し必要な事項に対する報告を融資機関に求めることができる。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	用途	融資利率 (%)	据置期間	償還期間	融資の最高限度額
営農振興資金	1 施設園芸部門において、設置規模が温室165平方メートル(当該融資を受けることによりこれに達する場合を含む。以下同じ。)又はビニールハウス495平方メートル以上であつて、その経営規模の拡大のための施設の設置又は拡充	0.9	1年以内	5年以内	個人500万円、団体1,000万円
	2 原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、農産物運搬用機具等の購入又は補修				
	3 補助事業を実施するための経費で補助金交付までの間のつなぎ資金	0.9	—	補助金交付後30日以内	補助金交付決定額
	4 団体の経営状態を改善するために必要な資金で、資金計画について市長の承認を受けたもの。ただし、畜産関係資金を除く。	0.9	1年以内	5年以内(ただし、資金計画の進捗により計画以上に剰余資金が発生した場合は繰り上げ償還すること)	5,000万円か構成員数に500万円を乗じた額のいずれか高い額